○『我孫子市長期継続契約の締結に関する条例』の改正箇所について

1. 物品を借入れる契約に係る契約期間

改正前:5年以内

改正後:車両:7年以内、その他:5年以内

2. 役務の提供を受ける契約に係る契約期間

改正前: 3年以内

<u> 改正後:物品の借入れに付随する保守業務:物品の借入れと同じ期間、</u>

他の委託:3年以内

3. 附則(契約の制限)

改正前: 役務の提供を受ける契約については、当該契約に係る予定価格が

1,000万円以上のときは、これを行うことができない。

改正後:一(契約の制限の削除)

※ ただし、議会の関与を考慮すると案件によっては債務負担行為での対応 と比較検討すべき場合があることから、総額1000万円以上の金額とな る案件については事前に契約担当課と協議する旨を『我孫子市長期継続契 約の締結に関する事務取扱要領』に規定する。なお、近隣市において金額 の上限を定めている事例は見受けられない。

4. 施行日

令和6年1月1日とする